

改正された浜田市庁舎管理規則の録音禁止について改正の検討を求める陳情

浜田市庁舎管理規則を令和3年8月31日に改正、翌日9月1日施行していますが、これまで「許可行為」（申し出があれば許可できた）であった庁舎内での撮影や録音を「禁止行為」（申し出があっても許可しない）に変更しました。

庁舎管理権にもとづいて、「禁止行為を定めることができる」ことは理解できますが、庁舎内での執務の執行を妨げない場合や、庁舎内の秩序を乱さない場合は、市民にとって必要な場合、「メモで事足りる」という職員の価値観を押し付けるのではなく、「記録のための録音」を許可できるよう、規則の改正について検討して下さい、執行部に働きかけて下さいます様、お願いいたします。

資料⑤を添付
します。

浜田市国分町1689-1

三島淳寛



メールによる行革への質問 と 行革の回答 資料⑤

R4. 5. 24 メール受信	回答
<p>④について質問の意図がわからないということですので、分かりやすく説明した上で、再度質問いたしますのでご回答下さい。</p> <p>5月13日に下さった回答に、「特段の事情がある場合を除いて、内容の記録のための手段は、メモを取ることで事足りると考えており、撮影、録音が必須であるとは考えておりません。これにより、行政の推進が誤って認識されることを防ぐためです。」とあったため、この回答に沿って質問したものでしたが、わかりやすいように書き方を変えます。市の窓口での市政に関する相談内容(質問と回答などのやりとり)を、第三者に伝えることによって、その第三者に「行政の推進が誤って認識されることがある」と考えておられますが、メモを取った内容をもとに第三者に伝えた場合と録音による記録をもとに第三者に伝えた場合で、行政の推進が誤って認識されるリスクに違いがあるかどうかとその理由を教えてください。</p>	<p>メモ、録音による記録において、記録という行為の捉え方に違いはありませんが、第三者がメモを読む・見る、又は、同じことを聞き受け取ったことについて、第三者へ伝えた者と全く同様に理解されるかどうかは分かりません。したがって、誤って認識する可能性については、メモ、録音のどちらも否定できないと考えます。</p>
<p>⑤5月13日に下さった回答に、「特段の事情がある場合を除いて、内容の記録のための手段は、メモを取ることで事足りると考えており、撮影、録音が必須であるとは考えておりません。」とあります。</p> <p>相談内容を記録する手段について、市民等の相談者が「メモを取ることで事足りる」と判断する場合もあれば、「正確に記録しておきたいので録音が必要」と判断することもあります。</p> <p>市民が「録音が必要である」と判断した場合、市の職員が「あなたにとって必要ない」、「メモすることで事足りる」として、相手の判断や価値観を否定し「必要ない」という認識を強要することは許されると考えるか否かと、その理由を教えてください。</p>	<p>相手の判断や価値観を否定し、強要することが許されるものとは考えてはおりません。そのような運用にならないよう取り組んでまいります。</p>